

議案第78号

技能職員等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例案

技能職員等の退職手当の特例に関する条例（平成27年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「平成28年度末」を「平成29年度末」に改める。

第2条中「平成28年度末」を「平成29年度末」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

技能職員等の定年前早期退職に係る退職手当の基本額の算定方法の特例措置を講ずる期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

技能職員等の退職手当の特例に関する条例 (抄)

第1条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年大阪市条例第62号)の適用を受ける職員(交通局に所属する職員を除く。)及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年大阪市条例第26号)の適用を受ける職員(これらの職員のうち市規則で定める職員に限る。以下「技能職員等」という。)のうち平成27年4月1日から平成

平成29年3月31日までの間に退職する職員(以下「平成28年度末までに退職する職員」という。)
平成30年3月31日 平成29年度末

であって、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢(その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢。以下「退職年度末年齢」という。)が40歳から49歳までであるもの(職員の退職手当に関する条例(昭和24年大阪市条例第3号。以下「退職手当条例」という。)第3条から第4条までの規定の適用を受ける職員及び市規則で定める事由により退職する職員を除く。以下この条において「対象職員」という。)に対する退職手当条例第1条の4に規定する退職手当の基本額は、退職手当条例第2条の規定にかかわらず、退職手当条例第2条に規定する給料月額(以下「給料月額」という。)及び当該給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、対象職員の勤続期間に応じて退職手当条例別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

2 省 略

第2条 平成28年度末までに退職する職員であって、退職年度末年齢が50歳から58歳までである
平成29年度末

もの(退職手当条例第3条の2第1号又は第2号に該当する者に限る。)に対する退職手当条例第5条の規定の適用については、同条の表中「第3条の2及び第4条」とあるのは「第3条の2」と、「退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢(その者が同日前に死亡した場合にあっては、その者が同日において生存しているとした場合の年齢)との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは、次の表の左欄に掲げる退職年度末年齢の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省 略
